

令和5年度第3回百貨店専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和5年10月11日（水） 8時55分～9時18分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 使用者側から、労使を代表して以下のとおり説明がなされた。
 - ・ 労使双方で協議を重ねた結果、特賃制度の維持を図るため、最低限度必要な地賃の引上げ額40円と地賃との差を復元する観点からのプラス1円を合わせた「プラス41円、時間額948円」で、労使双方の意見が一致した。
- (2) 部会長が公労使の委員に意向を確認したところ「引上げ額41円、時間額948円」、「効力発生日、令和5年12月15日」で全会一致し、審議会令第6条第5項の規定に基づき答申が行われた。
- (3) 使用者側から「特賃のみならず地賃も含めた最低賃金制度全体が制度疲労や機能不全に陥っている状況であり、意義・あり方について全国規模での議論を行い、労使ともに納得する制度改正運用を図っていくことが喫緊の課題である」との見解が示された。
- (4) 事務局から、今後の審議等の日程について説明を行った。

注)百貨店最低賃金専門部会の正式名称は「山口地方最低賃金審議会 山口県百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会」である。